

弁護士リレーエッセイ



新倉 武

（神奈川県弁護士会）

あんな証拠保全、こんな証拠保全

1 はじめに

昨年の話になりますが、当弁護団内のある先生から、証拠保全の現場トラブルについてのご報告をいただきました。報告後、あれこれと意見交換をする中で、「せっかくなので、これまでにあった『あんな保全・こんな保全』の各自体験談についてまとめてみたら興味深いのではないかと」のご提案を受けました。

ふと振り返ってみると、私は個人的に、証拠保全手続に関わった件数が幾分多めかも、という気がしています。特に最近では、自身の受任事件のみならず、補助者（いわゆるカメラマン）として応援に行くことも増え、ここ直近1年間のコロナ禍の中でも、4件ほど証拠保全手続に関与しました。

そんな流れもあり、今回、貴重なリレーエッセイの執筆機会をいただきましたので、私の証拠保全経験・反省談のいくつかについて、自戒を込めて紹介させていただきたいと思えます。

2 事前準備

(1) 申立書

どうしても細かく心配になってしまうのが、検証物目録の記載内容です。「その他一切の資料」としてカバーできる範疇であればよいのですが、現場では柔軟に修正することができないので、慎重にならざるを得ません。決定に先立って、目録内容の修正を厳密に求めてくる裁判官も多いという印象です。

また、意外と忘れがちですが、「更新履歴

を含む。」と明示しておくことも大事かと思っています。保全の現場で、入力時刻が分からない記事が出てきた際に、「更新履歴を含むのだから、いつ誰が編集したかをしっかり検証してほしい」と裁判官と粘りに粘って交渉し、どうか情報を引き出してもらったということがありました。

(2) 所持品

代理人がカメラマンを兼ねる場合、カメラのバッテリーなど、途中のコンビニ等で調達ができないものについては、必ず予備を持参したほうがよいと思います。経験の浅い頃は、カメラが電池不足に陥り、いよいよのときはこっそり携帯の写メール機能に頼るしかないか…と冷や汗をかいたものでした（幸い、事なきを得ましたが）。昨今のスマートフォンのカメラはとても高性能になりましたが、情報漏洩防止の観点からすると、やはりそれを使うのは望ましくないということになるでしょう。

なお、ある保全面接の際、裁判官から、「代理人による撮影でもよいですが、せめて、カメラだけは良いものを持ってきてください」と条件を付された経験があります。コンパクトデジカメあたりではご納得いただけなさそうだったので、背伸びをして一眼レフカメラを購入したのが懐かしい思い出です（未だに現役稼働中）。

現地に持っていくものとしては、CDやDVDの再生用ドライブも意外と重要です。複製してもらった検査画像データなどを再生して確認するのに使います。ただし一度だけ、手術動画がブルーレイディスクで保存されていた、ということがありました。

3 証拠保全当日

(1) 保全当日は、主に裁判官・書記官と代理人とで臨むこととなりますが、時に司法修習生が加わって多人数になることもあります。現場で待ち合わせをする際には、スーツ姿の人物が待合所の一角を占拠してしまうと、他

の患者さんに不安感を与えてしまうこと必至なので、留意したいところです。ロビーの隅のあたりで、会計待ちをしているかのように待機しているくらいが丁度よいかと感じます。(2) 証拠保全決定にて、最初から検証物提示命令が発令されたという経験が一度だけあります。しかし、基本的には、提示命令の発令は留保し、まずは医療機関側に任意に検証手続に協力をしてもらうというのが、一般的な流れかと思えます。

なお、医療機関側より、裁判所の検証には協力するけれども、追加で代理人が持ち帰るためのコピーの作成はお断りする、という対応を受けたことがありました。こういった場合に備えて、依頼者から診療記録開示の同意書などを取り付けておくと、スムーズかもしれません。

(3) 電子カルテシステムが導入されている医療機関の場合、立会い担当者が機械の扱いに精通しているかどうかは様々です。一括印刷の設定方法など、あまり詳しくご存じないかも、と感じた場合には、早めに裁判官と相談し、管理業者に連絡してもらうなどの対応をしてもらうべきかと思えます。こうすることで、無駄な印刷を回避し、時間と資源の節約にもなります。

(4) 電子カルテは、残念ながら大手ベンダーのシステムでも、印刷をかけた際に記事の入力時刻が表示されない仕組みとなっていることがそれなりにあります。後で「これはいつ作成された記事なのか?」と疑問にならないように、できるだけ保全の現場で、入力時刻の表示方法についての説明を受け、画面表示してもらうなどして記録化したほうが良いと思えます。その結果、事後的に作成された記事だと判明することがしばしばあります。

(5) 個人的にカメラマンを担当する場合、写真の角度が幾分斜めにゆがんでしまったりしても、結果的に判読可能で問題とならないレベルであるならば、「ここ、撮影しておいてもらえますか」との裁判所の要請に応じて、

さっと手撮りで撮影してしまうくらいの柔軟さがあってよいと思っています。特に、医事課の事務室の一角をお借りして、パソコン画面などを撮影している場面ではなおのことです。過去、プロカメラマンに依頼をした際、画面を綺麗に写すために事務室の照明を全て消灯するよう指示し、きちんとセッティングした上でかなりの時間をかけて撮影作業をされていたのですが、明らかに事務局の仕事に支障が生じていて、立会い代理人として大変恐縮したことがありました。

(6) 各種検査画像等の検証作業は、漏れがないかどうか、特に注意を要します。CDやDVDにデータを複製してもらっても、念のために確認すると、「エコーや心電図のデータは別出力が必要で、この中には入っていません」「スキャナーの取り込み文書も、個別に印刷をかけないと出てきません」などという状況に頻繁に直面します。検証物目録を詳しく作成しておく、こういった場面での検証漏れのチェックにとっても役立ちます。

また、バイタルサインの推移などが争いとなりそうな事案の場合には、温度板に記録されているバイタルの数値がきちんと出力されているかどうかを確認することも重要です。画面上のグラフにカーソルを合わせてポップアップさせることでしか数値が表示されない仕組みになっていて、何枚も画面を撮影しなければならなかったことが数回ありました。

4 おわりに

以上、一般的な書籍・論文ではあまり記載されていないような、エッセイでしかお話できないような証拠保全の経験・反省談を、字数の許す限りでお伝えさせていただきました。未だに現場では、一つや二つは不測の事態が生じます。今後も引き続き研究・研鑽を重ねていかなければならないと切に感じます。常に頭に置くキーワードは、「検証は、漏れなく、スムーズに」でしょうか。